

第3章 災害予防計画

第1節 危険物等災害予防計画

この計画は、特別防災区域における災害の発生を未然に防止するための予防計画となる。

1. 実施機関

(1) 防災関係機関

次の防災機関は、関係企業に対し必要な指導監督を行う。

イ 特定地方行政機関 四国管区警察局

四国経済産業局・中国四国産業保安監督部四国支部

四国地方整備局(小松島港湾・空港整備事務所)

徳島海上保安部

徳島労働局

四国地方整備局徳島河川国道事務所

ロ 県

ハ 阿 南 市

二 阿南市消防本部

(2) 関係企業

関係企業は、第一次災害予防責任者として危険物、毒劇物及び高圧ガスの製造所の設備、貯蔵取扱い資機材の整備並びに輸送等のすべての点において十分な安全対策を講ずる。

2. 災害予防の基本的事項

(1) 予防査察等指導監督の強化

防災関係機関は、保安対策上必要な保安点検のため企業に対し立入り検査などを行い、保安対策の指導監督を行う。

イ 四国経済産業局・中国四国産業保安監督部四国支部

高圧ガス施設の保安管理の点検指導等を行い、保安対策の指導監督を徹底する。

ロ 徳島労働局

労働災害防止について指導監督を行う。

ハ 徳島海上保安部

港内における船舶の航行の安全を図るとともに危険物の荷役に関し、必要な防災資機材の整備並びに荷役時における保安体制について指導監督を行う。

二 県危機管理局

消防機関の行う危険物施設の許可及び予防査察等について指導又は助言を行う。

ホ 県南部総合県民局

高压ガス製造所・貯蔵所及び消費施設等の保安管理について指導監督を行う。

ヘ 阿南市消防本部

消防関係法令に基づき、危険物製造所等の施設に定期又は臨時に立入り、その施設の検査を行い、法令に定める基準に適合した状態を維持するように指導し、又は必要な指示勧告を行う。

(2) 公設消防力の強化

イ 消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）により、消防施設の整備増強に努める。

ロ 消火薬剤の備蓄

県、阿南市は、化学消火薬剤を備蓄する。

(3) 関係企業の自主点検の徹底及び保安体制の強化

イ 自主点検の徹底

特定事業者は、危険物保安監督者、危険物保安員、毒劇物取扱責任者、高压ガス製造保安統括者、主任技術者、総括安全衛生管理者等災害の発生又は拡大を防止するために必要な業務を行うものを選任し、防災規程を定め、日常の点検計画に従い、自主点検を徹底して行う。

ロ 保安体制の強化

特定事業者は、自衛防災組織を設置し、防災管理者を選任し、防災規程を作成し教育訓練を行い、防災活動に必要な資機材を整備し、保安体制の強化を図る。

(4) 関係企業の協力体制の確立

危険物及び高压ガスの火災等による災害の場合は、その性質から特に初期鎮圧が必要とされるので、阿南地区特別防災区域協議会設置の目的に沿い、有事における協力体制を確立する。

(5) 労働安全衛生の確保と安全意識の高揚

危険物、毒劇物及び高压ガス製造所等の各施設について、下請業者を使用する事業所においては、下請業者も含めた作業監督制度を確立し適確な作業指示監督を行うとともに、あらゆる機会をとらえて従業員に対し、安全衛生意識の高揚を図る。

(6) 危険物等の安全輸送の確保

輸送機関は、安全輸送について次のような対策を講ずる。

イ 危険物、毒劇物及び高压ガス等輸送車両の運転の安全確保

ロ 危険物、毒劇物及び高压ガス等の積載方法の安全確保

ハ 危険物、毒劇物及び高压ガス等荷役の安全確保

(7) 特定事業所等における防災規程

特定事業者は、法第18条の規定に基づき、次に掲げる事項を定めた防災規程を定めなければならない。

- イ 防災管理者、副防災管理者及び防災要員の職務に関すること。
- ロ 防災管理者、副防災管理者又は防災要員が、旅行又は疾病その他の事故のためその職務を行うことができない場合にその職務を代行する者に関すること。
- ハ 防災要員の配置及び防災資機材等の備え付けに関すること。
- ニ 自衛防災組織の編成に関すること。
- ホ 防災要員に対する防災教育の実施に関すること。
- ヘ 自衛防災組織の防災訓練の実施に関すること。
- ト 防災のための施設、設備又は資機材等の整備状況及び整備計画に関すること。
- チ 特定防災施設等及び防災資機材等の点検に関すること。
- リ 出火、石油等の漏洩その他の異常な現象が発生した場合における事業所の事業実施の総括管理者の消防機関への通報に関すること。
- ヌ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における自衛防災組織の防災活動に関すること。
- ル 当該特定事業所の主要な施設又は設備を明示した書類又は図面の整備に関すること。
- ヲ 防災に関する業務を行う者の職務及び組織に関すること。
- ワ 防災規程に違反した防火管理者、副防災管理者又は防災要員に対する措置に関するここと。
- カ 事業所における災害の発生又は拡大の防止のため自衛防災組織が行うべき業務に關し必要な事項。

3. 施設安全計画

(1) 危険物、高圧ガス関係

イ 位 置

(イ) 民家等の距離

危険物及び高圧ガスの施設は、その施設の危険度に応じ、民家等との間に十分な距離が必要である。万一災害が生じた場合に、自己施設以外に災害を拡大させないため、大規模危険物及び高圧ガス施設は、民家等の距離及びその施設の所在する周囲の地形を考慮し、その位置を選定する。

(ロ) 企業内施設

企業内における施設の配置は、関係法令に定められているが、万一火災等の災害が発生した場合に被害を最小限に防止するために、施設相互間の保有空地を十分確保し、かつ消防活動に活用できる道路を設ける。

ロ 構 造

(イ) 貯蔵タンク等の基礎

不完全な基礎は、不等沈下の原因となり、その結果タンク等の変形、底板の裂傷、装置類又は付属配管等の損傷を招くことになるので十分な維持管理に努めること。

(ロ) 貯蔵タンク等の構造

危険物及び高圧ガスタンクが地震等により火災となった場合は、消火鎮圧が最も困難であるのでタンクの弁配管、水抜管、保冷装置、電気設備及び避雷設備等あらゆる点で十分な維持管理に努めること。

(ハ) 防油堤、流出油等防止堤

防油堤、流出油防止堤は、貯蔵タンク内の危険物が漏洩した場合の拡散防止の施設であるので、容量、高さ、構造及び水抜口等について検討し、特に耐震性及び津波について考慮する。

ハ 設 備

(イ) 消火設備

消防設備は、消防法等関係法令に定められているが、特に、危険性を考慮し十分な設備とする。また、消防用水を十分確保し、消火栓、用水池を適正配置するとともに、常時使用できるよう維持管理に努めること。

(ロ) 電気設備

電気設備は、消防法等関係法令に定める安全基準を遵守し、故障又は停電の場合の予備電源を確保する。

(ハ) 警報設備

危険物設備は、出火防止とともに延焼拡大防止体制を確立することが最も重要なことであり、従って内部の異常事態を早期に把握するために必要な自動警報装置及び事故発生の早期発見を目的としたガス検知器、煙感知器、熱感知器等の設置を法令の基準にとらわれることなく必要箇所に設置する。

(2) 毒劇物関係

イ 毒物又は劇物に関する（以下「毒・劇物」という）の製造作業を行う場所は、次に定めるところに適合すること。

(イ) コンクリート、板張り又はこれに準じる構造とする等、その外に毒・劇物が飛散し、漏れ、しみ出し、若しくは流れだし、又は地下にしみ込むおそれのない構造であること。

(ロ) 毒・劇物を含有する粉塵、蒸気、排水の処理に要する設備又は器具を備えていること。

(ハ) 特定化学設備（特定化学物質等障害予防規則第13条による塩素アンモニア等の設備）について著しい腐食による漏洩を防止するため腐食しにくい材料で造り、内張を施す等の措置を講ずる。

ロ 毒劇物の貯蔵量等は、次に定めるところに適合すること。

- (イ) 毒・劇物とその他のものとを区別して貯蔵できるものであること。
- (ロ) 毒・劇物を貯蔵できるタンク、ドラム缶、その他の容器は毒劇物が飛散し、漏れ又はしみ出るおそれのないものであること。
- (ハ) 貯水池その他容器を用いないで毒・劇物を貯蔵する設備は、毒・劇物が飛散し、地下にしみ込む又は流れ出るおそれがないものであること。
- (ホ) 毒・劇物を貯蔵する場所にかぎをかける設備があること。ただし、その場所が性質上かぎをかけることができないものであるときは、この限りではない。
- (ニ) 毒・劇物を貯蔵する場所が性質上かぎをかけることができないものであるときはその周囲に、堅固な柵が設けてあること。

ハ 毒・劇物を陳列する場所にかぎをかける設備があること。

ニ 毒・劇物の運搬用具は、毒・劇物が飛散し、漏れ、又はしみ出るおそれのないものであること。

ホ 毒・劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示すること。

4. 災害予防計画

(1) 危険物関係

イ 漏洩に対する安全対策

(イ) 付帯設備の設置

危険物製造所等において危険物を取り扱う機械器具その他の設備には、危険物の漏洩を防止するための付帯設備（液位計、安全弁、通気口、警報機、予備槽、油溜柵等）を設ける。

(ロ) 配管の取り付け位置

危険物製造所等の配管は、原則として地上配管とし、危険物が漏洩したとき直ちに発見できるようにする。

(ハ) 防油堤等の設置

危険物製造所等から危険物が漏洩した場合を考慮し、周囲に鉄筋コンクリート等の防油堤を設け、さらに漏洩した危険物を除去するため吸引ポンプ、吸着マットその他必要な措置を講ずるための設備を設ける。

ロ 爆発又は火災に関する安全対策

(イ) 静電気の蓄積防止

湿度が低い気温条件のもとで、危険物を取り扱う場合には、静電気が容易に発生蓄積され、これが原因で爆発火災を起こすことがあるので、設備等には接地、除電剤の使用、湿気の付与、点火源となるおそれのない除電装置の使用、その他静電気を除去するための装置を講ずる。

(ロ) 危険物の性状の把握

漏
れ
が
き
も
は
物
直
る
危険物の性状、特に引火点、爆発範囲、着火温度、沸点及び蒸気密度等を把握して、危険物を取り扱い、爆発又は火災の発生を防止する。

(ハ) 火源に対する注意とガス検知

火源の発生原因となる電気設備又は加熱装置等のある場所において危険物を取り扱うときは、これらの設備又は装置等の点検整備に努め、かつ、ガス検知器を用いてガス濃度の測定を行い、爆発又は火災の危険防止を図る。

ハ 運搬に対する安全対策

(イ) 輸送方法

タンクローリー等で危険物を輸送する場合には、輸送開始前に底弁、その他の弁、マンホール及び注入口のふた、消火器等の点検を十分に行い、著しく摩擦又は動搖を起こさないよう注意する。また、ドラム缶等法令に定められている容器に収納した危険物を運搬する場合も、摩擦又は動搖を避ける。

(2) 高圧ガス関係

イ 破裂に対する安全対策

(イ) 設計基準の確保

高圧ガス設備は常用の圧力の2倍以上の圧力で、降伏を起こさない肉厚を有し、さらに常用圧力の1.5倍以上の耐圧試験に合格したものを使用する。

(ロ) 安全装置の確実性

装置内における異常反応等により許容圧力以上に圧力が上昇した場合に、直ちに許容圧力以下にもどさせる安全弁等の安全装置を設置し、確実に作動するよう常に管理するとともに、必要な箇所に圧力計を設ける。

(ハ) 冷却装置の設置（可燃ガス・毒性ガス）

貯槽内の温度上昇を防止するため、冷却用散水装置を設け、付近の火災等による危険を防止する。

(ニ) 腐食の防止

装置（配管を含む）の腐食は、強度を弱め、破裂の原因になるので、腐食を防止するため、塗装等の措置を講じ、肉厚測定等により、腐食の状況を監視する。

ロ 爆発に対する安全対策

(イ) ガス管理

爆発に対する防止対策の一つとして、爆発範囲のガスを作らないようにするために十分な保安管理を行う。

(ロ) 安全装置

貯槽に取り付けた配管（ガスを送り出し、又は受け入れるために用いられるものに限り、かつ、貯槽と配管の接合部を含む）には、貯槽から5メートル以上離れた位置で操作できる緊急遮断弁を設け、受払い時におけるガス大量噴出を防止する。また、安全弁にはガスを装置外の安全な場所に放出できる放出管を設ける。

(ハ) 漏洩ガスの検知

高圧ガスの爆発事故では、装置（配管を含む）外に漏洩したガスに引火爆発する例が非常に多いので、漏洩を検知し、かつ、警報をだすための設備を設ける。又、頻繁なパトロールによる早期発見が必要であるので、監視体制を確立する。

(ニ) 換 気

可燃性ガス施設は、通風の良い場所に設置し、ガスが漏洩した場合でも滞留しないような構造とする。

(ホ) 障 壁 等

民家等に対して高圧ガス設備が近接している場合には、障壁等を設けてこれを保護する。この場合、通風、換気に注意するとともに爆発で生ずる衝撃等に耐えうる強度を確保する。

ハ 中毒に対する措置

(イ) 漏 洩 防 止

毒性ガスの取扱いにあたっては、まず、漏洩の防止を図り、漏洩のおそれのある装置には、管理を厳重にし、かつ、漏洩検知警報設備により常に検知を行う。

(ロ) 除 害 装 置

毒性ガスの漏洩及び安全弁の作動による放出は極めて危険であるので、この場合、除害剤散布等により処理する。

(ハ) 資機材の整備

万一の場合に備えて、中和剤、防毒マスク等の整備を行う。

ニ 運搬に対する安全対策

(イ) 積 載 方 法

a 容器等に液化ガスを充填するときは、内容量の90パーセントを超えて充填しない。

b 容器のバルブ、液面計、その他付属品が突出したものには固定式プロテクター又はキャップその他の損傷防止の措置を施すとともに、転倒転落しないような措置をする。

(ロ) 輸 送 方 法

a 容器等は、温度が常に40度以下に保たれるように措置し、車両には警戒標を掲げるとともに、防災資機材及び工具並びに粉末消火器等を積載する。

b 高圧ガスを移動する場合は移動中の災害防止に必要な事項を記載したイエローカードを運転者が携帯する。

c 法で規定する数量以上の高圧ガスを移動する場合には、高圧ガス移動監視者を同乗させる。

(3) 毒劇物関係

イ 漏洩に対する安全対策

(イ) 付帶設備の設置

毒劇物貯蔵所等において毒劇物を取り扱う機械器具その他の設備には、毒劇物

の漏洩を防止するための液位計、通気口、オーバーフロー管、予備槽、警報器等の付帯設備を設ける。

(ロ) 配管の取り付け位置

毒劇物貯蔵所の配管は原則として地上配管とし、毒劇物が漏洩したとき直ちに発見できるようにする。

(ハ) 防液堤等の設置

毒劇物貯蔵所から毒劇物が漏洩した場合を考慮し、周囲に鉄筋コンクリート等の防液堤を設け、さらに漏洩した毒劇物を除去するため、吸引、吸着その他必要な措置を講ずるための設備を設ける。

ロ 中毒に対する安全対策

(イ) 漏洩防止

毒劇物が漏洩した場合、毒性ガスが発生するものもあるので、漏洩のおそれがある装置には管理を厳重にし、かつ漏洩ガス検知器を充分に完備する等漏洩防止を図る。又、巡回監視を行い、早期発見に努める。

(ロ) 立入禁止の標示

所定の標識表示を設置し、取扱いの周囲には柵を設け、係員以外の立ち入りを禁止する。

(ハ) 中和装置

毒性ガスの漏洩や安全弁の開放による放出は極めて危険であるのでこの場合、中和措置に誘導する方法により措置する。

(ニ) 資機材の整備

万一の場合に備えて、中和剤、防毒マスク等の応急対策用の資機材を整備する。

ハ 毒劇物その他の安全対策

(イ) 腐食防止

毒劇物貯蔵所等のタンク、配管、機器の腐食は強度を弱め漏洩の原因になるので腐食防止の塗装などの措置を講じ、肉厚測定などにより腐食の状況を監視する。

(ロ) 漏洩防止

毒劇物貯蔵所等には、漏洩液を堰止めるための土のうを準備して置く。又、ガス発生を防止し、流下防止などのため乾燥砂を設置する。

ニ 毒劇物の輸送の安全対策

(イ) 毒劇物の移送開始には、自動車、その他必要機器の点検はもとより、事故時の応急措置の方法（毒劇物の名称、漏洩時・出火時・暴露・接触時の応急措置、その他注意事項）を記載したイエローカード等の書類の装備、保護具の装着を点検し、それらが確認されたことを記録しておくこと。

(ロ) 気体若しくは液体の毒劇物（政令で定められた塩酸他22品目）を一回5,000kg以上運搬する場合には、車両には「毒」の標識を掲げ、保護具を備え、一定距離以上の走行をする時は、交代運転手又は助手を同乗させること。なお、交代運

転手等の同乗が必要な場合は、d₂：一般道の走行距離(km)、d₁高速道の走行距離(km)とした時、次の式のDが1を超えるときとする。

$$D = \frac{d_2}{200} + \frac{d_1}{340}$$

- (a) 気体若しくは液体の毒劇物を小型運搬容器に収納して、一回 5,000 kg以上運搬する場合には(口)の標識を掲げ保護具を備えること。
- (c) 毒劇物を1,000 kg以上車両又は鉄道を用いて運搬する場合、当該運送を委託する場合はあらかじめ、当該毒劇物の名称、成分、含量及び数量並びに事故の際に講じなければならない応急の措置の内容を記載した書類を運送人に交付すること。
- (b) 毒劇物の小型運搬容器は収納口を上方に向け、積み重ねの高さは3メートル以下にし、当該毒劇物容器以外の容器を積み重ねる場合は、当該毒劇物容器を3メートルの高さにしてかかる荷重以下とすること。
- (h) 毒劇物の小型運搬容器が落下し、転倒し、又は破損するがないように積載するとともに、著しく動搖又は摩擦を起こさないように運搬すること。
なお、積載装置を備える車両で運搬する場合は、その長さ又は幅を超えないように積載すること。
- (t) タンクローリーは、運転中みだりに停車したりせず、走行速度を守り、毒劇物の安全輸送に徹底すること。万一急カーブ、急停車などを行っても転倒事故等を起こさないよう仕切板の入ったタンクローリーで運搬すること。
- (f) 漏洩の場合の初期対策に備え、保護具として防毒マスク、ゴム手袋、ゴム長靴、保護衣、その他応急措置用具を2人分以上携帯し、所管署(消防、警察、保健所)、事務所に連絡できるように無線機等も携帯しておくこと。

第2節 海上災害予防計画

この計画は、特別防災区域に係る海上における災害予防について定める。

1. 実施機関

(1) 徳島海上保安部

- イ 危険物等の積載船舶に対する安全運航及び関係法令の厳守についての指導監督
- ロ 危険物等の荷役時における安全対策の指導
- ハ 消火薬剤、油処理剤、オイルフェンス等、海上災害防止に必要な資機材の備蓄量の把握とその整備取扱指導

(2) 県及び阿南市

- 消火薬剤、油処理剤、オイルフェンス等、海上災害防止に必要な資機材の備蓄量の把握とその整備促進

(3) 関係企業

- 災害予防責任者として消火薬剤、油処理剤、オイルフェンス等、海上災害防止に必要な資機材の整備

2. 危険物等専用岸壁の安全確保と自主保全体制の強化

- (1) 関係企業は、危険物専用岸壁（桟橋）の安全について常に注意し、パイプライン等の設備について災害発生の危険防止に必要な点検を行う。
- (2) 危険物専用岸壁（桟橋）に消火栓を設け、又、油の漏洩に備えオイルフェンス、油処理剤等の整備強化を図る。

3. 危険物等の積載船の安全設備、保安体制の強化及び安全航行の励行

(1) 徳島海上保安部

- 港則法並びに危険物船舶運送及び貯蔵規則等関係法令の指導取締りを行うとともに、災害防止に関し、必要な措置を講ずる。

(2) 関係企業

- 関係企業は、法令及び防災関係機関の指導要領を遵守するとともに自らも関係の危険物等の積載船舶の荷役、その他について監督又は指導し、災害の防止に努めるものとする。

第3節 資機材等の整備強化

防災関係機関及び関係企業は、特別防災区域の災害防止に必要な設備、資機材を計画的に整備、拡充強化に努めるものとする。

消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）に基づく阿南市消防本部の消防施設及び資機材は次のとおりである。

	消防力の基準	整備年度	備考
大型高所放水車	1台	H12	
大型化学消防車	1台	H19	
泡原液搬送車	1台	H20	
泡消火薬剤	必要な数量		平成17年4月1日現在 7,520 ℥

法第15条、第16条の規定により、特定事業所に設置を義務づけられる特定防災施設、防災資機材は次のとおりである。

	四国電力㈱	設置年度	日本電工㈱	設置年度
流出油等防止堤		S52		
消火用屋外給水施設		S52		
非常通報設備	一式	済	一式	済
大型化学消防車	1台	S53		
大型高所放水車	1台	S53		
泡原液搬送車	1台	S53		
泡消火薬剤 可搬式泡水泡(毎分3,000ℓ以上)	11.16kl	S53		
耐熱服	1着	S53		
空気呼吸器又は酸素呼吸器	1	S53		
オイルフェンス	1,620m	済		
オイルフェンス展張船	1	S53		
大容量泡放射システム (瀬戸内地区広域共同防災協議会にて共同で設置)	一式	H20		

第4節 防災教育訓練計画

この計画は、特別防災区域の災害の防止に必要な教育及び訓練について定める。

1. 防 灾 教 育

危険物、毒劇物及び高圧ガス等の貯蔵又は取扱の上の不注意が大災害をひき起こすおそれがあることに鑑み、取扱者に対する教育を徹底する。

また、東南海・南海地震に伴う地震動及び津波等の地震災害に関する防災教育を徹底する。

(1) 防災教育の実施機関及び教育項目

実 施 機 閣	教 育 項 目
徳島海上保安部	海上及び船舶関係の安全教育 津波関係の防災教育
徳 島 労 働 局	企業内の従業員の安全衛生教育
四国経済産業局・中国四国産業保安監督部四国支部	高圧ガス関係の安全教育
県危機管理局	高圧ガス関係の安全教育 地震災害関係の防災教育
県 薬 務 課	毒劇物関係の安全教育
阿南市消防本部	危険物関係の安全教育 地震災害関係の防災教育
関 係 企 業	従業員に対する保安教育 地震災害関係の防災教育

(2) 教 育 内 容

イ 危険物・高圧ガス

危険物及び高圧ガスを取り扱う事業所並びにその下請関連企業の有資格者並びに従業員に対し、業種別に危険物及び高圧ガスの性質や取扱方法等について毎年1回以上講習会や研修会を開催し、徹底した安全教育を行うとともに資格者養成のための講習を資格の種別毎に随時実施する。

ロ 毒 劇 物

毒劇物を取り扱う事業所の取扱責任者に対し、毒物及び劇物取締法による取扱方法について指導監督をし、毒物・劇物による危害防止のため、事業者の自主的危険防止規程の作成と従業者に対し研修会を開き、徹底した安全教育を行わしめる。

ハ 下請企業に対する教育

危険物・毒劇物及び高圧ガス等を取り扱う事業所の従業員以外の作業員に対しても、特に、火気取り扱い等労働安全衛生について徹底した教育を行う。

ニ 地 震 災 害

関係企業は、従業員に対して、次の事項を含んだ地震防災の研修会を実施する。

- (イ) 東南海・南海地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (ロ) 地震及び津波に関する一般的な知識

- (ハ) 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (ホ) それぞれの従業員が果たすべき役割
- (ヘ) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (ト) 今後地震対策として取り組み必要のある課題

2. 防 災 訓 練

防災関係機関及び特定事業所は、災害応急対策を円滑に実施するため、企業自体の訓練計画と相まって、次に定めるところにより、共同又は単独で防災訓練を年一回以上実施する。

防災訓練は、図上訓練及び実施訓練の2種類とする。

訓 練 一 種 目

- 緊急通報訓練
- 緊急連絡出動訓練
- 避難救助訓練
- 資機材調達訓練
- タンカー火災訓練
- 高圧ガス輸送途上の漏洩火災訓練
- タンクローリー等火災訓練
- 危険物及び高圧ガス等爆発火災訓練
- タンカー漏油処理訓練

第5節 防災に関する調査研究計画

科学技術の進歩等により事業所の形態、実態は常に変動する可能性を有している。このため特別防災区域の正確な実態把握、災害に関する調査研究の実施は重要である。

1. 実 態 調 査

正確な実態を把握するため、原則として毎年一回以上調査するものとする。

- イ 危険物、高圧ガス及び毒物劇物等の貯蔵・取扱量
- ロ 関係事業所の自衛消防力、防災資機材の整備状況
- ハ その他災害対策上重要な事項

2. 防災に関する研究

防災関係機関と協議の上、必要に応じ適宜進めていくものとする。

- イ コンビナート災害の防御に関する調査研究
- ロ コンビナート災害事例の調査研究
- ハ その他コンビナート災害予防対策上必要な事項